

# 理 由 書

## 1. 案件名

苫小牧圏都市計画道路の変更（白老町決定）

## 2. 決定経緯

苫小牧圏都市計画道路3・4・107号公園通については、昭和41年12月2日（建設省告示3781号）において決定され、昭和49年7月10日（北海道告示2376号）において名称変更、昭和57年5月13日（北海道告示981号）において終点の変更、平成2年8月16日（北海道告示1140号）には線形の変更、平成17年6月17日（北海道告示472号）において車線数の決定変更がされ、平成28年12月27日（白老町告示54号）に一部幅員の縮小を行い現在に至っている。

## 3. 都市計画変更の内容

苫小牧圏都市計画道路3・4・107号公園通については、周辺の将来土地利用計画等を勘案し、一部区域を本案のとおり変更する。

## 4. 都市計画決定（変更の理由）

3・4・107号公園通については、昭和41年12月2日（建設省告示3781号）に都市計画決定され、これまでポロト線の踏切交差点から道道白老大滝線までの一部の区間「約2,270m」で整備（一部道路整備事業）が完了しており、町内の重要な鉄北幹線路として供用開始され現在に至っております。

この公園通に隣接したポロト湖畔周辺におきましては「民族共生の象徴となる空間整備」が閣議決定され、平成32年度の開設に向けた国による整備事業が進められており、象徴空間開設に伴う推定来場者数も年間100万人以上の見込みと発表されております。

こうした国の整備状況を踏まえ公園通についても、高速道路のインターチェンジや国道・道道とを結ぶ象徴空間へのメインアクセス路とする方針が打ち出されたことにより、これまで鉄北幹線として比較的交通量が多かったことに加え将来的には、観光バスをはじめとした車両増加に伴う渋滞発生への対策が急務とされており、このような渋滞緩和に向け主要交差点部分への右左折路の新設や、観光バス等の大型車両が一時的に退避できるよう公園通の拡幅を行なう対策を図る計画となったところであります。

本案の都市計画道路の変更は、現在の街路基準に基づく幅員構成等の見直しにおいて法面を設ける必要が生じたことから一部区域を拡大する変更を行うものでありますが、公園通西側終点附近の市街化調整区域につきましては、社会情勢の変化や人口減少に伴い今後の市街化区域への編入は見込まれないものとなっており、白老町の土地利用計画上においても支障が無いことから、公園通の一部区域の変更を行うものであります。